

令和 4 年 9 月定例会（前半）における 新型コロナウイルス感染症への対応について

引き続き新型コロナウイルス感染症の予防及び拡大防止を図るため、令和 4 年 9 月定例会（前半）においては下記のとおり対応する。

記

1 密閉状況の回避

- ・ 換気扇の稼働に加え、窓を開放する。

2 密集・密接状況の回避

(1) 本会議

① 議員

- ・ 全議員が議席に着席することとし、机上に飛沫感染防止のための可動式パーテーション（以下、「パーテーション」という。）を設置する。
- ・ 演壇上及び質問者待機席の机上にパーテーションを設置する。

② 説明員

- ・ 説明員が一定の間隔をあけて着席できるよう、次の出席者を基本とし、机上にパーテーションを設置する。

ア) 開会日

- ・ 知事、副知事、政策企画部長、総務部長及び財務部長

イ) 質問日

- ・ 知事、副知事、政策企画部長、総務部長、財務部長及び答弁を求められた部局長
- ・ ただし、答弁を求められた部局長については、新型コロナウイルス感染症への対応を考慮し、答弁の機会がない場合は、代表質問においては休憩前、休憩後ごとに、一般質問においては質問者ごとに議場からの離席を認めることとする。

ウ) 採決日

- ・ 知事、副知事、政策企画部長、総務部長、財務部長及び議案関係部局長

③ 速記者

- ・ 速記者席は、議場入口付近の事務局席に変更する。

④ 記者

- ・ 指定の記者席に着席することとし、机上にパーテーションを設置する。

(2) 委員会等

- ・ 委員会等の出席者は、一定の間隔をあけて着席できるよう配席する。

① 議会運営委員会等

- ・ 議会運営委員会、議会運営委員会理事会及び政務調査委員会については、より広い会議室を利用することとし、議会運営委員会は第 3 委員会室、議会運営委員

会理事会及び政務調査委員会は議会運営委員会室にて開会する。

② 常任委員会

- ・ 正副委員長席の机上にパーテーションを設置する。
- ・ 説明員の席数が限定されることから、理事者においては可能な限り出席者の絞込みに努めるとともに、説明員は休憩又は質問者ごとに入れ替わり出席する。

③ 委員会代表者会議

- ・ 代表者会議室にて開会することとし、机上にパーテーションを設置する。

3 会議出席者のマスク着用及び手指消毒の徹底等

- ・ 本会議及び委員会等への出席者は、必ず入室時に手指消毒を行うとともにマスク（不織布マスクを推奨、フェイスシールド及びマウスシールドは不可）を着用する。
- ・ ただし、本会議での演壇における発言時には固定式パーテーションを設置していることから、発言をわかりやすくするためマスクを外すこととする。
- ・ 議場内においても、各所に設置している消毒液や、各自で持ち込む携帯用消毒液により、適宜、手指消毒を行うこととする。

4 傍聴の取扱い

- ・ 本会議及び委員会（テレビ傍聴含む）の傍聴者は、必ず入室時に手指消毒を行うとともにマスク（不織布マスクを推奨、フェイスシールド及びマウスシールドは不可）を着用する。
- ・ 本会議及び委員会の傍聴については、一定の間隔をあけて着席できるよう人数制限を行うこととし、本会議の定員を52人（別途車いすスペース2台分）、常任委員会の定員を10人、議会運営委員会の定員を5人、テレビ傍聴室の定員を20人とする。
- ・ 本会議において、傍聴の定員を超えたときはテレビ傍聴を実施する。

5 その他

（1）質問作成時の留意点

- ・ 質問の作成にあたっては、執行部職員との接触は極力控え、なるべく電話や電子メール等を活用する。

（2）マイク及び演壇の消毒等

- ・ 質問者等は、マイク本体には極力触れないよう、演壇の高さの調整によりマイク位置を設定する。
- ・ 質問者、討論者ごとに専用消毒液によりマイク本体及び演壇を消毒する。

（3）飲料水の取扱い

- ・ 演壇には置かず、質問者待機席に水の入った蓋つきグラスのみを置く（水差しは置かない）。なお、討論時には飲料水は用意しない。